

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和4年度における輸入数量等

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和4年度の初日から令和4年7月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量（協定対象外輸入数量）を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外輸入基準数量	下段:協定対象外輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	111 トン	38 トン	73 トン
		110 トン	38 トン	72 トン
3	クリーム	53 トン	24 トン	29 トン
		43 トン	24 トン	19 トン
4	粉乳類	39,597 トン	5,286 トン	34,311 トン
		32,077 トン	4,625 トン	27,452 トン
5	無糖れん乳	2,540 トン	312 トン	2,228 トン
		2,537 トン	312 トン	2,225 トン
6	加糖れん乳	354 トン	14 トン	340 トン
		254 トン	14 トン	240 トン
7	ヨーグルト	13 トン	4 トン	9 トン
		13 トン	4 トン	9 トン
8	バターミルク	17 トン	8 トン	9 トン
		17 トン	8 トン	9 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	52,924 トン	15,806 トン	37,118 トン
		39,833 トン	13,379 トン	26,454 トン
10	その他の乳製品	12,655 トン	1,635 トン	11,020 トン
		9,733 トン	1,052 トン	8,681 トン
11	バター	22,803 トン	2,832 トン	19,971 トン
		19,998 トン	2,682 トン	17,316 トン
12	豆類	80,402 トン	33,644 トン	46,758 トン
		32,815 トン	15,788 トン	17,027 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,547,712 トン	1,486,994 トン	4,060,718 トン
		4,396,456 トン	1,355,542 トン	3,040,914 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,227,096 トン	440,777 トン	786,319 トン
		226,552 トン	96,311 トン	130,241 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	706,967 トン	208,889 トン	498,078 トン
		706,467 トン	208,889 トン	497,578 トン
15	コーンスターチ	3,762 トン	1,108 トン	2,654 トン
		3,603 トン	964 トン	2,639 トン
16	ばれいしょでん粉	10,508 トン	4,568 トン	5,940 トン
		8,752 トン	4,482 トン	4,270 トン
17	マニオカでん粉	164,346 トン	50,721 トン	113,625 トン
		163,917 トン	50,721 トン	113,196 トン
18	サゴでん粉	19,406 トン	4,682 トン	14,724 トン
		19,406 トン	4,682 トン	14,724 トン
19	その他のでん粉	1,496 トン	535 トン	961 トン
		1,308 トン	535 トン	773 トン
20	イヌリン	2,774 トン	739 トン	2,035 トン
		72 トン	8 トン	64 トン
21	落花生	33,564 トン	15,074 トン	18,490 トン
		20,641 トン	7,769 トン	12,872 トン
22	こんにゃく芋	156 トン	84 トン	72 トン
		156 トン	84 トン	72 トン
23	ミルク調製品	10,039 トン	1,185 トン	8,854 トン
		4,879 トン	200 トン	4,679 トン
24	でん粉調製品	287 トン	133 トン	154 トン
		287 トン	133 トン	154 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,970 トン	735 トン	4,235 トン
		2,580 トン	359 トン	2,221 トン
27	調製食用脂	18,993 トン	3,535 トン	15,458 トン
		2,415 トン	561 トン	1,854 トン
28	繭	4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
		4.5 トン	0.5 トン	4.0 トン
29	生糸	260 トン	73 トン	187 トン
		260 トン	73 トン	187 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。